

平成 26 年 5 月 9 日

富山県医師会長 殿

富山県厚生部医務課長

地域診療情報連携推進費の国庫補助について

このことについて、厚生労働省から「地域診療情報連携推進費補助金交付要綱」及び「ICTを活用した地域医療ネットワーク事業実施要綱」の一部改正について通知がありました。

本補助金の申請を希望される場合は、5月末日（必着）までに、事業計画書を厚生労働省医政局研究開発振興課にご提出ください。

また、本補助金の交付要綱及び事業計画書等の様式については、厚生労働省ホームページに掲載されております。

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/index.html)

なお、本補助金の手続きは下記のとおりとなりますので、参考にしてください。

記

【申請の流れ】

①事業計画書の提出

- ・ 提出書類については、事業計画書鑑、事業計画書①及び②、参考資料、見積書、カタログ等となります。
- ・ 事業計画書の提出は5月末日（必着）までに、厚生労働省医政局研究開発振興課へ提出してください。

※内示前に事業に着手すると、補助事業として認められません。

②内示

- ・ 厚生労働省において事業計画書の審査を行い、採択・不採択が決定されます。結果については、採択・不採択を問わず、各事業者へ連絡があります。
- ・ 採択された事業者に対しては補助基準額もあわせて通知されます。

③交付申請

- ・ 採択された事業者は、交付要綱に記載のとおり、6月末日（必着）までに、「第2号様式」に、「別紙1経費所要額調書」、「別紙2地域診療情報連携推進事業計画書」等必要書類を添えて厚生労働省医政局研究開発振興課まで提出します。

26.5.13

その際、事業計画書提出時から購入物品の変更等により金額や内容が変更となっている場合は改めて参考資料、見積書、カタログ等が必要です。

④交付決定

【その他】

- ・ 26年度の厚生労働省の予算は、77,555千円となっています。
- ・ 当該補助金に係る事務は、直接、厚生労働省において実施されます。そのため、書類の送付は、事業者から直接、厚生労働省医政局研究開発振興課へお願いします。交付決定や補助金の支払いも厚生労働省から直接、実施されます。
- ・ 当該補助金に関する問合せ先は以下のとおりです。

（主として事業内容に関すること）

厚生労働省医政局研究開発振興課 担当：榊原

TEL：03-5253-1111（内線2684）

（主として補助金の執行に関すること）

厚生労働省医政局医療経理室 担当：神宮寺

TEL：03-5253-1111（内線4190）

（事務担当）医務係 廣瀬、山崎

TEL 076-444-3219（直通） FAX 076-444-3495